

議案第十九号

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を
求める。

昭和六十三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表二項及び三項中「

三〇〇	四〇〇 （一三〇〇）	四〇〇	四五〇 （二五〇〇）
大人 一〇〇円			
小中学生 五〇円			

を

三〇〇	四〇〇 (一三〇〇)	四〇〇	四五〇 (一五〇〇)
大人 一〇〇円	小中学生 五〇円	大人 一五〇円	小中学生 五〇円

に改める。

附 則

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。